

平成 26 年度 五泉市農業委員会活動計画

東日本大震災の発生から 3 年を経過したものの、東京電力原発事故災害での放射能除染による生活の再建や営農の再開等はまだ遅々として進まない復旧への足取りに、被災地では苛立ちと閉塞感が限界に達しています。何よりも一刻も早い復興を望まずにはられません。

さて、日本経済の再興と戦後レジームの転換を掲げた安倍政権は、昨年からの積極的な金融緩和政策を実施しているものの、大多数の国民が景気回復を実感するまでには至っていません。積極的に規制を見直し、改革を行うため、民間主導の「産業競争力会議」や「規制改革会議」などで検討を進めています。

このため、本年度からスタートする「新たな農業・農村政策」では、国会において中間管理機構関連法が成立し、政府は経営所得安定対策の見直しや水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度などについて実施するとしており、農林水産業施策に対しては、とりわけ積極的な予算措置を行っています。

今後、農地の多面的支払制度や農地中間管理機構の運営に必要な農地台帳・地図システムの公表が求められるとともに、人・農地プランの作成や 6 次産業化に向けての支援、活かすべき農地と担い手の交通整理と情報管理体制の強化等、いたずらに農地の転用や改廃等が生じないように農地制度の適正な運用が重要な課題であります。

また、関係参加国の合意が先送りとなった T P P 交渉参加を巡る動きでは、衆参両議院農林水産委員会での 5 品目除外決議により「聖域なき関税撤廃を前提とする限り T P P 交渉参加に反対」としていますが、今後とも交渉経過を注視していかなければなりません。

これらのことを踏まえ、五泉市農業委員会は、五泉市農業の発展のため地域の担い手の確保と優良農地の確保・有効利用を進める活動に重点をおき、業務を適正に進めるとともに、関係する機関・団体等と連携を図ります。そして農業者の立場に立った相談・指導を積極的に実施し、委員会活動を広くアピールする「目に見える活動」の実践に向けた取り組みを推進し、積極的な情報発信に努め、農業者の公的代表組織としての役割を果たすべく努めてまいります。

以下、項目ごとに次の取り組みを行います。

I 農地関係業務について

1 農地銀行活動事業

優良農地の確保、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手の育成・確保により、農地の有効利用を進める必要があり、そのための農地の権利移動や適正な管理が行わなければなりません。

そのため、市の基本構想を踏まえた農業構造の確立と農地流動化の推進に向けて、次の事項を実施します。

- ① 改正農地制度の目的である農地の確保と効率的な利用の推進を図る。
- ② 法令に基づく農地法及び農業経営基盤強化促進法等の業務を円滑・適正に実施する。
- ③ 「人・農地プラン」策定・実施にあたり、今後とも農業委員会として地域や集落での話し合いによる合意形成について、積極的な参画と協力を行う。
- ④ 農地移動に関する適正価格でのあっせん・仲介の実施。
- ⑤ 農地中間管理機構を通じた農地の集積及び遊休農地対策に取り組む。
- ⑥ 「人・農地プラン」の要件に該当しない農地集積に対しては、「五泉市認定農業者等農地集積事業」の継続により、一層の農地の流動化と利活用の促進を図る。

※五泉市認定農業者等農地集積事業の概要

農業経営の高度化・効率化を図ろうとする認定農業者等(認定農業者に確実になると思われる者)に対して、新規に農地の集積のために貸借を行った場合に、農地の出し手及び受け手の双方に助成金を支給する。

要 件

- ・貸借期間 5年間以上(平成21年度までは10年以上)
- ・集積面積 10a以上(" 50a以上)
- ・助成額 3,000円(" 1,500円)／10a当
等

2 農地の保全と確保

農業所得の大幅な減少・経費の増大、農業者の高齢化と後継者不足、兼業化などによる農業経営の環境悪化や、経営の縮小等から荒廃農地が拡大化する傾向にあり、地域の環境保全の面からも「かけがえのない農地を守り・活かして、農業の活性化を図る」ために、次の事項を実施します。

①無断転用等の対策

農地の無断転用を防止するため、農業委員が日常的に担当地区を巡視して、疑義のある場合には適切な指導をするとともに、毎月の農地パトロール並びに農地パトロール月間を基本として集中的な農地の点検活動を行い、無断転用を早期に回避・解消します。悪質な転用者については厳正な対応を行います。

②遊休農地・耕作放棄地の発生防止と解消

農業環境の悪化から、平坦地の優良農地区域にも荒廃農地の出現が見受けられるようになり、遊休農地・耕作放棄地が徐々に拡大しつつあります。市及び関係農業団体と連携し、農地利用状況調査(荒廃農地調査)を行って実態把握に努め、農業公害遊休農地対策委員会を中心として全農業委員による所有者に

対する指導、貸借・売買の相談等に応じ、地域の農業者の協力を得ながら、遊休農地の発生防止と解消に努めます。なお、農地中間管理機構の取り組み・手法も活用していきます。

③農地基本台帳の法定化に伴う整備

現況調査等を踏まえ、農地・農業者に関するデータの管理・蓄積を適正に実施していきます。

④農地利用の調整と適正化

農地の有効利用促進を図るため、当事者間で協議が成立しない案件等については仲介を進め、法手続きによる契約を行うよう指導を行います。

また、これまで担ってきた農地の利用調整活動に加え、経営所得安定制度の経営規模拡大加算や農地集積協力金等、農地利用集積円滑化団体と連携した面的集積に向けた活動の展開を図ります。

⑤賃借料情報の提供活動

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供及び公表を行います。

⑥農地情報の共有化及び公表

国が進める農地情報データベース化により、今後も関係農業団体との協議・協力体制を継続し、適正に対応していきます。

⑦新規就農・企業参入対応

農業を「生業(なりわい)」とするために、個人が新規就農、また、一般企業が農業に参入することに関して、農業経営計画を審査・指導することによって、遊休農地解消や地域農業の活性化につなげます。

特に、地域との協働・共生に関しては、企業参入では解除条件付きの農地の貸借という条件があり、地域農業への悪影響を避けることとしていることから、特にこの点に関して留意しながら対応をしていきます。

また、農地の下限面積を当市では、「生業」という位置付けから、別段面積を設けずに市内一律50a以上としており、これに適合しない事案に関しては、その都度協議してまいります。

II 農政関係業務について

1 担い手確保・育成対策

地域の担い手確保には、経営の安定が重要であり、一定規模の要件や所得要件が必要となりますが、そのための課題・問題等もあることから、これらを解決・

支援するため、次の事項を実施します。

① 農地集積事業の推進

農業経営の高度化・効率化のため、農地の流動化推進・遊休農地の解消や受け手のリスク軽減を図るために、市単事業「認定農業者等農地集積事業助成金」制度を継続すると共に、「人・農地プラン」による農地の集積について、農業委員の役割発揮を図り、農地集積制度利活用の支援に努めます。

② 意見・情報の収集と反映

農業経営後継者対策委員会活動等を中心に、地域の担い手・青年後継者や認定農業者及び女性農業者、併せて関係団体等との意見・情報交換を通して、共に課題や問題の共有化を図り、その解決に取り組みます。なお、意見・要望は、委員会の議論を経て、市長建議、施策立案、活動計画、予算要望へつなげます。

③ 市長建議の実施

地域農業の振興及び農家経営の安定を図るため、農業者の代表としての農業委員に与えられた「建議権」の行使を意見集約のうえ継続実施していきます。

2 農業公害対策

農業生産活動や農村地域に有害である農業公害・鳥獣被害の発生について、日頃の委員活動による情報収集や農業公害遊休農地対策委員会による巡回監視に努め、関係機関と連携し、発生の未然防止と発生時の対応を図ります。

3 情報活動の推進

農業情報の周知のため、パンフレットの配布や優良図書のお知らせ、系統機関紙である全国農業新聞の購読者の拡大と確保を図るとともに、農業委員会だより編集委員会活動を通して、農業委員会の活動内容や情報伝達並びに身近な地域農業情報の提供策として「農業委員会だより」の年3回発行の継続を行います。併せて市のホームページを活用し、業務内容や総会議事録の公開などを行い、農業委員会の活動を広く情報発信します。

4 研修会等の開催・参加

農業情勢の変化に対応するため、委員研修を開催し、併せて関係団体・機関と連携を図り、権利・制度並びに農業・農村の環境保全を目的とした研修会へ参加します。

5 女性農業者支援

女性農業者の果たす役割は大変重要であり、その経営能力を発揮する機会は今後一層増大し、地域活性化の原動力を成します。その経営能力を生かすためにも家族経営協定の締結や直販所及びインショップ形式の販売の浸透などが進むなか、女性農業者への支援策について積極的に相談・検討していきます。

Ⅲ 農業者年金業務について

農業者の老後の安定、農業経営の若返りなどに農業者年金制度は寄与してきました。安定的な制度の堅持に向け、平成 25 年度から 3 ヶ年計画で実施される「加入者累計 13 万人に向けた前期 3 ヶ年運動」の新たな取り組みが行われています。

老後の生活安定のため安心して信頼できる個人積立型の年金制度の更なる周知普及に努め、農業者の理解を得ながら、農業協同組合等とも連携し、加入推進を図っていきます。

また、被保険者や受給者に対する日常的な相談活動と、受給予定者への巡回相談を実施していくとともに、「五泉市農業者年金受給者連盟」の活動を支援し、協力体制を継続します。

Ⅳ 組織体制の整備

現政権は、「攻めの農業政策の推進」を謳い、「農地を農地として維持することに対価を支払う日本型直接支払いの仕組み」の具体化は、農地、農業委員会の制度のあり方に影響を与えることが想定されます。農業委員会の農地管理の実態、整備状況及びそのあり方についても検討が進められており、これらへの対応が組織制度対策の大きな要となっています。

制度の変革から、益々農業委員会の果たす役割・事務が増大し、質的にも高まることから、組織体制を強化し、粛々と公平公正で透明性の高い、地域から一層の理解と信頼を得られるような農業委員会業務の遂行に努めてまいります。